

食育推進事業費補助金交付要綱

制 定 平成20年4月1日 19消安第14411号
最終改正 平成22年4月1日 21消安第14495号

- 第1 農林水産大臣は、食育推進事業実施要領（平成20年4月1日付け19消安第14410号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 第2 第1に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるところによる。
- 第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書は、農林水産大臣に正副2部を提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。
- 第4 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）が別に定める日とする。
- 第5 事業実施主体は規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の補助金変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第6 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第7 事業実施主体は規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合に

は、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第8 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第3号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月の末日までに正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

ただし、当該補助金遂行状況報告書については、消費・安全局長が別に定める概算払請求書をもって代えることができる。

第9 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

2 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって第3第3項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第10 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第11 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物については、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合にあっては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第12 事業実施主体のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人は、別記様式第7号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第8号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに農林水産大臣に報告するものとする。

別表

経 費	補助率	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>食育実践活動推進事業費</p> <p>事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する経費</p>	定 額	事業費又は国庫補助金の30%を超える増減	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の中止</p> <p>3 追加交付を伴う事業内容の変更</p>